

令和6年3月26日
観 光 庁

旅行業者に対する行政処分を行いました

旅行業者に対し、旅行業法第19条第1項第1号の規定に基づく行政処分を令和6年3月25日付けで行いましたので、お知らせいたします。

令和6年3月21日に実施した旅行業法第65条第1項の規定に基づく聴聞の結果を踏まえ、3月25日付けで、別添の一覧表に記載した旅行業者に対して、同法第19条第1項第1号の規定に基づく業務停止を命じました。

- ※1：業務停止については、令和6年3月26日以前に締結された旅行に関する契約の履行のための業務を除く。
- ※2：別添の一覧表につきましては、行政処分を実施した5年後に、観光庁のウェブサイト上からは削除いたします。

【お問い合わせ先】

観光庁観光産業課 貴田、北川

代表：03-5253-8111（内線 27322、27328）

直通：03-5253-8329

メールアドレス：hqt-ryokogyo★gxb.mlit.go.jp

注：メール送信の際は「★」記号を「@」記号に置き換えてください。